

宗像市美術品寄贈受入れ及び活用基準（案）

（趣旨）

第1条 本基準は、市民等から宗像市（以下、「市」という。）への美術品の寄贈申出があった場合における、受入れの可否及び取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、市が所有する美術品の適切な管理及び市民の文化芸術振興に資する活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 市は、寄贈の趣旨を尊重しつつ、市の文化芸術振興への寄与や保存管理の可能性等を総合的に勘案し、慎重に受入れの可否を判断するものとする。

また、美術品については、その性質及び価値に応じて適切に管理するとともに、展示や教育活動等を通じて、市民の文化芸術への理解と郷土への愛着を深めるよう努めるものとする。

なお、美術品の保存や展示のための環境には限りがあることから、美術品の新規の受入れに当たっては、作品の価値や保管の適否を十分に確認するものとする。

（寄贈を受入れることができる美術品）

第3条 寄贈を受入れることができる美術品は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）市出身又は市にゆかりのある作家の作品で、美術的又は文化的価値が認められるもの
- （2）作品の所有権、来歴等が明確であり、保存又は展示が可能な状態であるもの
- （3）市の文化芸術振興又は市民の鑑賞機会の拡充に資するもの

（寄贈を受入れない美術品）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、寄贈を受入れないものとする。

- （1）市が管理する施設において保管又は展示することが困難なもの
- （2）汚損、破損又は修復を要するもの
- （3）作品名又は作者名が明らかでないもの
- （4）公序良俗に反するおそれがあるもの
- （5）暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者からの寄贈
- （6）宗教的又は政治的な目的を有するもの
- （7）寄贈に当たり条件又は負担を伴うもの
- （8）その他、市において管理することが適当でないと判断されるもの

(受入れ手続)

第5条

- (1) 寄贈申出があった場合は、作品の概要、来歴、保存状態等を確認し、受入れの可否を検討する。
- (2) 寄贈申出があった美術品が第3条の要件を満たす場合であっても、受入れの可否については、宗像市市民文化・芸術活動審議会（以下、「審議会」という。）に諮り、その意見を聴取した上で、市長が最終的に決定するものとする。
- (3) 前項の審議にあたっては、必要に応じて、当該分野に知見を有する者の意見を聴取することができる。

(受入れ後の管理)

第6条 市は、受入れた美術品をその性質及び価値に応じて、次のとおり管理するものとする。

- (1) 美術的又は文化的価値が高いと認められる美術品は、財産台帳に登録し、温湿度、光量等に配慮した適切な環境で保管する。
- (2) 市民等の文化芸術活動の成果として寄贈された美術品、又は市民との文化交流の趣旨に沿って受入れた美術品については、備品台帳に登録し、公共施設等への展示等により、市民の文化芸術活動に資するよう適切に取り扱う。
- (3) 美術品の状態に変化が生じた場合は、必要に応じて専門家の意見を聴取し、修繕又は保全措置を検討する。

(美術品の活用)

第7条 市は、美術品を市民の文化芸術への関心を高め、郷土への理解と愛着を深める貴重な資源として、積極的に活用するよう努める。

2 美術品の活用は、次の各号に掲げる方法により行うことができる。

- (1) 市の公共施設、庁舎、学校等への展示
- (2) 宗像ユリックス等における定期的な展示会の開催
- (3) 郷土ゆかりの作家や文化を紹介する教育・学習活動での活用
- (4) その他、市民の文化芸術振興に資すると認められる取組

3 美術品の展示又は貸出しは、市の事業に支障がなく、安全な取扱いが確保できる範囲で行うものとする。

4 前項の展示又は貸出しに当たっては、作品の保存状態及び取扱い上の留意点に十分に配慮し、必要に応じて有識者の助言を受けるものとする。

(著作権の取扱い)

第8条 市は、美術品に係る著作権について、著作権法を遵守し、適切に管理及び活用する

ものとする。

- (1) 寄贈時において著作権が第三者に帰属している場合は、その権利関係を確認のうえ、受入れの可否を判断するものとする。
- (2) 市は、美術品を展示、印刷物及びインターネット等で活用する場合は、著作権者の意向を尊重し、必要に応じて同意又は使用許諾を得るものとする。
- (3) 前項に基づき活用を行う際は、著作権法に定める公表権、展示権、複製権等を侵害しないよう十分に配慮し、展示や広報等においては出典及び作者名を明示するものとする。
- (4) 著作権の存続期間の満了後においても、作者の著作者人格権を尊重し、作品の改変等を行う場合には慎重を期するものとする。

(返却または処分)

第9条 美術品が次の各号のいずれかに該当するときは、これを著作権者に返却または処分することができる。

- (1) 破損、汚損又は滅失し、保存又は展示に耐えない場合
 - (2) 時間の経過その他の事由により、美術的又は文化的価値を失い、保存の必要がないと認められる場合
 - (3) その他、市長が返却または処分を適当と認める場合
- 2 前項の処分に当たっては、必要に応じて有識者等の意見を聴取することができる。
- 3 美術品を返却または処分したときは、当該美術品を財産台帳もしくは備品台帳から削除し、その旨を記録に残すものとする。

(その他)

第10条

本基準に定めのない事項又は運用上の疑義が生じた場合は、文化スポーツ課で協議の上、適切に処理するものとする。